

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 30 日付鳥取県告示第 82 号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字カキナル 275 の 4
光浪豊三郎	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 2
福安 力藏	鳥取市佐治町尾際字北平ル場 830 の 9
長光 源吉	鳥取市佐治町尾際字名谷口 851 の 2
光浪 喜昭	鳥取市佐治町尾際字名谷口 851 の 4
大野 まさ	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 969
田中 久吉	鳥取市佐治町尾際字本坂谷 970 の 1
徳永 定藏	鳥取市佐治町尾際字火打岩谷 976
福安 廣巳	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1055
光浪 秀藏	鳥取市佐治町尾際字尾際谷平 1064
藤原牧五郎	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191
〃	鳥取市佐治町尾際字檜谷 1191 の 1
上田 金一	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372
〃	鳥取市佐治町河本字嵐谷 372 の 3
岡村 章由	鳥取市佐治町つく谷字切石 654
下石惣太郎	鳥取市佐治町畑字イヤ谷ジンコウ平 399
〃	鳥取市佐治町畑字ヤキヤウ大谷平 415
上田 政藏	鳥取市佐治町高山字小屋場 423 の 4
中谷 徳藏	鳥取市佐治町高山字モチアグラ 433 の 118
小谷 松良	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977
〃	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 977 の 1
上田 重藏	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 989

中谷吉十郎	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 995
上田 仁卿	鳥取市佐治町高山字カタノツヤ平 996
上田 保	鳥取市佐治町高山字アヲフ谷 1192 の 11
中谷 良雄	鳥取市佐治町高山字アヲフ谷 1192 の 14
谷口 惣一	鳥取市佐治町高山字萩鳴 1193 の 9
見上 克巳	鳥取市佐治町高山字杉ノ沢 1194 の 19
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 13
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
谷口 たけ	鳥取市佐治町津野字狼鳴 646 の 24 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 3
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 金治	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 7
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
小谷 政雄	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 10 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 たけ	〃
谷口 和男	〃
本城伊佐子	〃
茂上 一實	〃
茂上 金治	〃
茂上 一實	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 17

茂上 金治	〃
茂上 晴昭	鳥取市佐治町津野字馬場尻 694 の 41
谷口治三郎	鳥取市佐治町津野字中尾平 694 の 62 (次の図に示す部分に限る。)
谷口 善徳	鳥取市佐治町津無字瀧谷頭 851 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課